

関西労働者安全センター

関西労働者安全センター
2008. 8.10 発行〈通巻第382号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 石綿被害の特殊性理由に団体交渉権を認定
奈良県労働委員会 2
- 韓国石綿追放ネットワーク結成！
アジアでのアスベスト禁止へ向けてシンポジウム開催 8
- クボタショックから3年
それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その4 10
- アスベスト報道ダイジェスト 2008年7月 14
- 韓国からのニュース 15

石綿被害の特殊性理由に 団体交渉権を認定

奈良県労働委員会

関西労働者安全センター 中村 猛

2008年7月31日、奈良県労働委員会（以下、奈良県労委という）はニチアス株式会社に対して、全造船労組と同労組ニチアス・関連企業退職者分会（以下、総称して組合という）との団体交渉に応じるように命令した。

2005年6月のいわゆる「クボタ・ショック」以降、石綿の恐怖が広く知られるようになり、被害を受けたとして救済や補償を求めて名乗り出る被害者が急増している。被害者の多くは労働者として働いていて石綿に曝露したもので、被害の拡大の予防や救済、補償について労働組合の役割が重要になっている。

この間多くの加害企業が労働組合との団体交渉を拒否し、被害者個人との個別の非公開の交渉で補償を行おうとしてきた。それは情報量、資金力、そしてなによりも雇った会社と雇われた労働者という、この社会を基本的に支配している圧倒的な力関係の差を利用して、加害企業に圧倒的に有利な条件の下で補償交渉を行いたいという意図からであった。

被害者である労働者が集まって労働組合を結成し、あるいは労働組合に加入して、

少しでも強い力で、少なくとも対等に近い立場で補償交渉に臨みたいと考えるのは当然の成り行きであり、全国的に石綿の被害にあった労働者による労働組合作りが進められてきた。

絶対に負けられない闘い

加害企業が労働組合との団体交渉を拒否することに対して、不当労働行為として労働委員会に救済を求め、初めて命令を受け取ったのは「ひょうごユニオン」であった。

07年7月、兵庫県労働委員会（以下、兵庫県労委という）は、住友ゴム工業の団体交渉拒否に対して「ひょうごユニオン」から申請された救済申し立てを却下した。すなわち申請の内容について判断の必要すらないとして、門前払いをしたのである。現在この事件は、神戸地裁で命令の取り消しを求める行政訴訟が争われている。

奈良県労委に申し立てられた、ニチアス不当労働行為救済申立事件は、いわば第2ラウンドである。石綿の被害を、労働組合として取り組まなければならない固有の課題であると考えられる労働組合にとって、絶対に負けられない闘いであった。2回続けて

団体交渉権が認められないとなると、被害拡大の予防措置や現実の被害の救済、補償を求めるために労働組合を結成して交渉するという方法＝考え方そのものの変更を迫られることになる。被害者の圧倒的多数が労働者であり、会社で働いていた時の諸々のことが原因で被害にあったのであり、これからも被害にあうのである。このことについて労働組合の団体交渉権が認められないとなれば、労働組合を結成する意味がないということになり、それはわが国での労働組合の存在＝役割そのものをも否定することになるからである。

ニチアスは「速やかに誠意をもって」 団交に応じなければならない

奈良県労委の命令は、「ニチアスは組合が06年9月20日、07年3月5日に申し入れた団体交渉に、速やかに誠意をもって応じなければならない」というものであった。

兵庫県労委が団体交渉権があるかどうか判断する必要すらないとした同種の事件について、奈良県労委は真っ向から正反対の判断をしたのである。

労働組合法第7条は、「使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない」として、「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと」を団体交渉拒否の不当労働行為とし、罰則を付けて禁止している。

団体交渉拒否が成立するための要件は

- 1、団交を拒否したニチアスは、退職者分会員の「使用者」であるか？

- 2、組合はニチアスが「雇用する労働者」の代表者であるか？

- 3、ニチアスが団体交渉を拒否したことに「正当な理由」があったか？

である。組合が組合員の代表者であること、ニチアスが団体交渉を拒否していることについて争いはなかった。

組合は会社が雇用する労働者の代表者であるか

組合が、ニチアスが雇用する労働者を代表する者であれば、ニチアスは組合との団体交渉を拒否してはならない。

ここでいう「雇用する労働者」とは、原則として、現に使用者との間に労働関係が存在する労働者をさす。しかし、解雇されもしくは退職した労働者も、解雇・退職をめぐって使用者と争っている場合や、在職中の労働関係上の問題がまだ解決していないとして使用者と争っている場合には、なお「雇用する労働者」に該当する場合があります。労働者が在職中の労働関係に関する権利や利益について争わず、何年か経つ



奈良県労委の命令書を受け取る庄田委員長（右）

た後に争うことは、一般には信義則に反するというべきである。しかし、奈良県労委は、そうしなければならないような「特段の事情」があれば、なお「雇用する労働者」に該当する場合があると原則を述べた後、「特段の事情」があるかどうかについて判断した。

組合員である会社の元従業員は、退職の後、短い者で25～26年、長い者は49年以上経過しており、下請会社の元従業員は退職後30年以上を経過している。

しかし石綿曝露は人の生命にかかわる深刻な被害を引き起こすが、潜伏期間が極めて長い点に特徴があり、被害者が曝露の直後に直ちに補償や対策を求めることが困難であることに加えて、日本では石綿被害の深刻さが社会的に広く認識されるのが遅れ、ようやく05年のいわゆる「クボタ・ショック」以来であるという点から、在職中に石綿に曝露した労働者が、退職後長期間が経過した後に石綿が原因の疾病に罹患したとき、もしくは胸膜プラークの病変が生じたときに初めてこの重大性を認識するに至り、元の使用者にその救済などを求めるのは無理からぬことであり、このような事情こそがまさに、何年か経った後に争わなければならないような「特段の事情」であるとして、組合員をニチアスが「雇用する労働者」に該当すると判断した。

この点で兵庫県労委は、定年退職によって雇用関係が終了してから9年と6年が経過していた組合員について、「特別の事情」があったとは認められず、「雇用する労働者」に該当しないと判断した。また石綿の

特性について「石綿による健康被害は、潜伏期間が長く、発症が退職後になることが多いなどといった特殊性があるとはいえ、このことのみを根拠として、団体交渉を要求する権利があるとの組合の主張は採用できない」と、正反対の結論に導いた。

団体交渉の積極面を評価

ニチアスは、石綿被害の特殊性があるとしてもそれは民事賠償という市民法の領域において解決されるべきであり、団体交渉という団体法の領域に持ち込まれるべきではないと主張した。まさに個別交渉という、力関係において有利な土俵でやりたいという主張である。

奈良県労委はこのニチアスの主張を「一般的にいて労働者と使用者の間で生じた紛争を損害賠償などの民事手続きによって解決することが可能である場合にも、そのことは、団体交渉を拒否する正当な理由になるものではない」と切り捨てた。

進んで民事損害賠償手続きと団体交渉の違いについて、「民事損害賠償による解決は、時効や証明責任の障害のために必ずしも容易であるとはいえない」反面、「団体交渉は民事訴訟手続きでは不可能な弾力的な解決を可能にするなどの利点を持っている」とし、例えば組合の要求には「石綿被害の実態と対策に関する情報公開や、退職労働者の健康対策に関する資料の提供など、民事訴訟によっては解決しえない事項が含まれて」いるとして、団体交渉による解決の積極面を高く評価した。

更にニチアスという会社の特殊性に触れ

「会社が石綿被害を受けた労働者との個別交渉・個別解決にこだわっていることが、被害者ごとに解決基準が異なるのではないかと組合員らの疑念を招いているという事情」を認定し、団体交渉による解決の必要性が裏づけられるとしている。

この点について兵庫県労委は「労働組合法に定める団体交渉とは、労働組合と使用者とが、労働者の労働条件や労使関係上のルールについて、労働協約を締結することなどにより、労働条件の維持改善を図り、もって正常な労使関係を確立するための交渉」と敢えて限定的に定義付けた。その結果「組合が申し入れた団体交渉の議題は石綿による被害について、会社が退職者健康診断を実施するなど、退職者及びその遺族にしかるべき対応をすることを求めるものであって、会社における円滑な労使関係を将来に向けて確立するためのものでなく、会社の団体交渉応諾義務を認めることによって正常な労使関係の回復につながるというものでない」と、奈良県労委の判断と正反対の結論を導き出したのである。

さらに団体交渉と民事損害賠償との関係については「退職者及びその家族が、会社に対し、石綿による健康被害について、会社の安全配慮義務違反等を理由として、何らかの請求を行い得るとしても、それは労働組合法に定める団体交渉をもって解決すべき問題であるとはいえない」とした。

団体交渉の定義を限定的に狭めることは、労働組合の役割と活動領域を狭めることである。この点、兵庫県労委の態度は、労働者の団結権を守り、労働組合法を遵守さ

せることを目的として、裁判所とは別個の準司法手続きとして設置された労働委員会が、自らの役割の放棄し、労働委員会「無用」論に与すものに見える。

ここに奈良県労委と兵庫県労委の姿勢の違いをハッキリと見ることができる。

個々の組合員に対する判断

奈良県労委は、組合員一人ひとりについて「雇用する労働者」であるかどうかについて判断した。

会社に在籍していた組合員6人については、前記のような判断に基づいて無条件に「雇用する労働者」とであると認定した。

家族（遺族）については「使用者が雇用する労働者」に該当すると認めるのは難しいとしたが、本人が「雇用する労働者」に該当する以上、その家族として受けた間接被害の問題、例えば慰謝料などは団体交渉の対象事項になりうるとした。

下請け会社の従業員の家族（遺族）については労働者の地位は一身専属的であり、配偶者まで「雇用する労働者」に該当すると認めるのは難しいとしたが、補償問題については団体交渉の対象事項になりうるとした。

そして結論的に、組合は「使用者が雇用する労働者」に該当する労働者を組合員に含んでいるため、団体交渉を求める権利を有すると判断した。

義務的団交事項についての判断

ニチアスは退職者分会の要求にはニチアスが処理できる義務的団交事項でないもの

があるので、団体交渉を拒否する正当な理由があると主張した。

一つは、胸膜プラークへの補償は公的な労災補償の対象とされていないため、義務的な団交事項ではないという主張である。

これについて奈良県労委は、日本においては胸膜プラークに対する補償が一般化してはいないが、日本以外では公的対応をしている国が少なからずあるということ、日本でも補償をしている企業があるということなどを認定した上で、胸膜プラークへの補償の要求が、団体交渉事項として社会通念を逸脱したものではない以上、団体交渉事項であるとした。

次に会社は、組合が、ニチアスと関連企業における労働者と周辺地域住民の石綿被害について実態を明らかにすることや、退職した労働者の石綿被害に対する健康対策及び補償制度を明らかにすることを求めていることについても、義務的な団交事項ではないと主張した。

奈良県労委は「雇用する労働者」である組合員の労働条件に密接に関係する要求であり、そこに、それを越えた社会的関心が含まれているとしても、団体交渉事項であるとした上で、ニチアスがいかなる情報を公開するかは、まさに団体交渉において交渉・協議されるべき問題であると、念を押した。

組合員らの言動について

ニチアスは組合や組合員が、乱暴な発言をしたこと、組合が会社の回答に抗議文を出したこと、集団で抗議行動を行ったこと

などを挙げ、会社の担当者が冷静な判断のもとに話し合いを行うことが不可能であることを予測させるもので、これらは団体交渉を拒否する正当な理由になると主張した。

ニチアスが奈良県労委の審問の過程でも熱心に立証しようとしたのはこの点である。団体交渉を確信的に拒否しているニチアスは、団体交渉を拒否するには「正当な理由」があること、団体交渉に応じないのは組合側にこそその原因があることを主張せざるをえないのである。労働委員会の委員、職員、傍聴者は、07年3月にニチアス本社前で行われた抗議行動の様子を写した30分のビデオと、その後には会議室で行われた交渉の様子を写した同じく30分のビデオを、無理矢理鑑賞させられる羽目になった。

奈良県労委はこれらの言動について、石綿被害者としての不安と怒りから突発的になされた発言である。また、売り言葉に買い言葉とみなしうるものであって、組織的なものではなく、少なくとも今後の正常な団体交渉を不可能と明白に予測させるほどのものであったといえない。組合からの抗議文はニチアスが団体交渉を拒否したために出されたものである。またニチアス本社への抗議行動は、ニチアスが団体交渉を拒否していることに対する抗議としてなされたものであり、抗議行動があったからといって遑って以前の団体交渉拒否を正当化するものではないと、ニチアス側の主張をことごとく否定した。

市民・社会団体、労働組合が 一体となって勝ち取った勝利

この闘いは運動面からも画期的なものであった。

ノン・アスベスト社会を目指し、石綿の被害を根絶しようと望む市民社会団体と労働組合が、その思いを一つにして取り組んだということである。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、石綿の被災者団体、安全衛生センターなどの市民・社会団体の構成員、そして労働組合の組合員が審問廷をいつも一杯にした。証人として家族の会の副会長に出廷をお願いした。

今まで労働組合の不当労働行為事件で、市民・社会団体の役員に証人としての出廷をお願いしたことは、わたしの経験にはない。ノン・アスベスト社会を創り出したいという共通の願いが、共通の闘いの場に、立場の違いを越えて立たせたのだと思う。

そしてこのことは市民・社会団体の闘いに新たな地平を切り拓くであろう。

例えば、労働組合を再評価し、労働組合に加入または結成すること、少なくとも労働組合と共に闘える体制を作ることなどが、具体的に取りうる手段として、現実のものになる。

一日も早い問題解決に 努力することがとくに強く望まれる

最後に奈良県労委は「一般的に石綿曝露の被害がきわめて深刻であることと、組合員らがいずれも高齢者であり、症状悪化に

不安を抱いていることに鑑みて、会社が一日も早く団体交渉に応じて問題解決のために努力することがとくに強く望まれる」ことを付言した。

あらゆる紛争の解決は、当事者間でよく話し合いが行われることが大前提となる。話し合いなき解決などは考えることもできない。しかし最近は団体交渉を拒否する使用者、それにもっともらしい理屈をつけて後押しする弁護士、労務士が目立つようになった。

労働組合が団体交渉を申し入れて拒否される。そこで仕方なく労働委員会に救済を申請し、団交に応じろという命令をもらう。今度は中労委に再審査申し立てをされる。その後には東京地裁、東京高裁、最高裁という長い道のりが待っている。その間に労使共に負担しなければならない経費、時間、労力たるもの、尋常ではない。特に資金力や組織力に劣る労働組合にとって、その負担は極めて大きなものがある。団体交渉拒否という犯罪行為を、迅速に根絶できる実効性のある対策が望まれるところである。

本事件も、既にニチアスは中央労働委員会に再審査を申し立てている。

この文章はニチアスにも読まれることを考えて書いたもので、一部舌足らずになっていることをご理解いただきたい。



韓国石綿追放ネットワーク結成!

アジアでのアスベスト禁止へ向けてシンポジウム開催

2008年7月3日、韓国で韓国石綿追放ネットワーク (Ban Asbestos Network Krea) が結成された。共同代表をペク・ドミョン氏 (ソウル大学教授)、パク・ヨング氏 (韓国石綿被害者と家族の会会長)、ヤン・ギルソン氏 (みどり病院院長)、ユン・ジュンハ氏



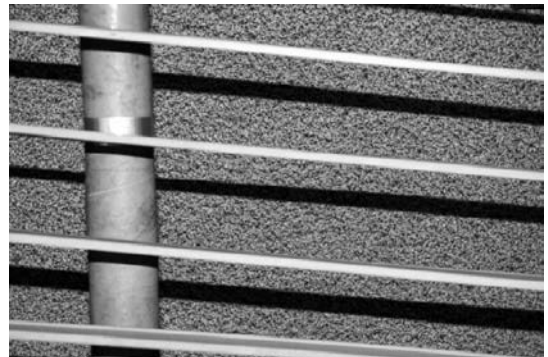
ソウルでのシンポジウム



シンポジウムポスター

(環境運動連合共同代表)、ペク・ホンギ氏 (韓国労総事務総長)、キム・ジヒ氏 (民主労働副委員長) が務める。そして、被害者団体、労働組合、環境団体、医療関係団体など26団体が参加した。この発足を記念して、7月3日から5日までソウルと釜山で国際シンポジウムが開催された。

シンポジウムでは、中国、タイ、インド、インドネシアなど各国のアスベストについての現状報告のほか、会場から出て、ソウル地下鉄の石綿除去中の駅の視察をおこなったり、釜山ではかつての石綿工場跡に出かけて被害者の話を聞いた。



上：トレモナイトの天井吹き付け
左：除去作業中のパンベ駅構内



7月4日 ソウル中心街でのアスベスト追放パフォーマンス

ソウル地下鉄では、肺がんで死亡した元労働者が、昨年裁判で労災と認められた。また、マスコミの石綿取材に応じた労組の職員が解雇され、闘争の末に労組が勝ち、職場復帰したばかり。地下鉄労組の案内で、パンベ駅構内のトレモライト含有吹きつけの天井を見て回り、除去作業について説明を受けた。



第一化学跡地に立つマンション、手前は小学校校庭

また、釜山にはニチアスが日本での青石綿生産中止後に出資して作った第一化学という工場があり、多くの労働者が仕事で石綿に曝露した。被害者の会のパ

ク・ヨング氏の妻もその工場で働き、中皮腫で死亡した。一方、周辺住民の被害も、明らかになりつつある。工場周辺2キロ以内には小学校から大学、特殊学校まで37の学校があり、将来の発症が懸念される。現在第一化学は石綿の生産をやめているが、石綿生産はインドネシアに移転しており、この夏には、インドネシアでの現地調査が予定されている。



梁山にある現在の第一化学

アジアではまだ石綿の使用が増加している国もあり、韓国でBANKOが結成されたことは、アジアでの禁止へ向けての一つの追い風となるだろう。

「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来—— その4

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
古川 和子

仲間との初めての出会い

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」がその産声を上げたのは2004年2月だ。遡ること2年前の2002年4月、早稲田大学の村山武彦教授が「今後40年間で10万人が中皮腫で死亡する」と発表した。そして4月17日に、全国石綿対策連絡会議が緊急集会を開催した。関西電力の火力発電所で構内下請会社の仕事をしていた夫を、2001年3月にアスベスト疾患で亡くしていた私はその緊急集会に呼ばれて東京へ出向いて行った。そこで初めて、古谷さん・名取先生達と出会ったのだ。その集会には東京電力の変電所勤務だった夫を中皮腫で亡くした大森華恵子さんという遺族の方がいた。私にとっては初めて出会ったアスベスト被害者の遺族だった。当然のことながら、水が高さから低きに流れゆくように自然に大森さんと私は強く惹かれあった。

夫が発病してからの苦しかったこと、悔しかったこと、その集会での限られた時間の中で私達は語り合い、その後も電話を通じて心を通わせていった。この記念すべき4月17日は、同じ立場の仲間と出会えたこ

との喜びとともに、私がずっと疑問に思っていたある事を確信できた。

アスベスト被害者は今後増え続けて行くであろうと言われて久しいのに、国は殆ど対策を講じてはこなかった。その理由のひとつにはアスベストが使用禁止になれば被害も自然的に減少すると見込まれていたのではないだろうか。

「今後40年間で10万人死亡する」と発表されたが、50年、60年後はどうだろうか？他の種類の癌は人間が存在する限り発症しうる癌だ。しかし中皮腫はアスベストが原因の癌だからアスベスト曝露しなければ発症しないはずだ。

国は、アスベスト禁止をすれば自然的に中皮腫等の被害は減少してゆき被害者の声も聞こえなくなる、と考えていたのではないだろうか。ある被害者が言った「国は我々が死んで、生き証人が居なくなるのを待っているのだ」と。港で働いてきた仲間たちが次々と倒れて行く中で彼は声を振り絞るよう叫んでいた。私の夫やその他の被害者の方は見殺しにされたのだと思う。そして今後発生するであろう被害者も見殺しにしようとしている。我々の命は悠久の歴史の中から見たら本当に小さな存在だけ

ど、その個々の命の終焉ではどれほど苦しんだことか。家族の心も蝕まれて、患者に至っては苦しみの余り奈落の底に自ら身を投じた人もいる。

やがてアスベストが使用禁止になって、年月が経ち被害者が減って行った時にその様な被害者の苦しみ無念さが「無かった」ことになってはいけない。アスベストによる被害の実態を語り継がなければいけないのではないか、とその時に私は強く決心した。

患者と家族の会設立に向けて

緊急集会の直後の5月20日、厚生労働省交渉が行われた。この時に初めて横須賀の造船所をはじめ他の被害者の方達と会った。各地から参加した患者と遺族はその苦しみと怒りを担当者にぶちまけた。参加者の口からは、怒涛の如く続く断末魔の声にも似た怒りと涙。遂には厚生労働省の担当者の目にも涙が。彼らの中には顔を上げることが出来ない人もいた。またこの日、私は懐かしい人と再会できた。朝日新聞の鶴見知子記者だ。鶴見記者は夫の労災認定が決まった時に東京から大阪まで取材に来てくれたのだ。労災認定にずいぶん苦勞した私たち夫婦の話を記事にしてくれた。鶴見記者は「あの頃は自分の事で泣いてばかりだったのに、今では他の人の事まで考えられるようになったのですね」と笑っていた。そう、当時は何を語っても涙ばかり流していたのだ。そしてとても苦しい時に話を聞いてくれた彼女は私に勇気を与えてく

れたうちの一人だった。

この交渉から程なく、当時の坂口厚生労働大臣は「原則として使用を禁止」する方向に向かう方針を明らかにした。一部では「被害者の声が届いたのだ」と言われた。

更に動きは続き、田端正広衆議院議員（公明党）の斡旋で坂口力厚生労働大臣の政務秘書官・小柴博正氏とアスベスト被害遺族との面談が11月18日に実現した。私と同じく遺族であり横須賀の元造船所勤務だった夫を中皮腫で亡くした米山よしえさん、そして石綿対策連事務局・運営委員から古谷さん、名取先生、大内加寿子さん、西さんと、6名で30分ほど面談をした。坂口大臣の決断に感謝するとともに、全面禁止の早期実現にさらに一段の努力をお願いしたいと要望した。

そして「患者と家族の集まりを持とう」と動きが活発になったのはこの頃からで、年末には既に翌年の2月に「集会」が計画されていた。

2003年2月7・8日、初めて「患者と家族の会」らしき形を成した集まりが持たれた。この時、北海道から初めて一宮美恵子さんが娘さんと参加してきた。また、この時に私は大きな出会いを貰った。名取先生から「古川さん、関西センターの片岡さんという人を紹介するから、大阪で仲間作りをしては如何ですか。今あなたは一人だけでも仲間を作ってください。」と驚くような提案をされたのだ。そして3月1日、名取先生と古谷さんは大阪に来てくださり、関西労働者安全センターを紹介して貰い、西



中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会設立

2004年2月中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会設立

野さん・片岡さんとの出会いが始まった。そしてこの瞬間から「クボタショック」への動きが始まっていたのだと後で思った。その年の10月から私は関西労働者安全センターに机を用意して貰って週3日の予定で通い始めた。

センターに行っても慣れない事ばかりで、電話を取ることも出来なく、用意してくれた自分用のパソコンを弄ってばかりいる毎日が続いた。(この期間は今まで知らなかったアスベスト関連の知識を吸収する良い勉強期間になった、と後で感謝した。)

その様な中で「広島で元船員さんの中皮腫相談がある」と連絡が入り、私の故郷である広島へ向かった。この時に出会った笠原昭雄さんは私が行った「労災申請第一号」となった。そして船員中皮腫認定第一号でもあり、後に船員保険制度に大きな改革をもたらすこととなった。以後、数件の相談が相次ぎ本格的な労災申請の手伝いが始まった。

そしてこの頃から、関西センターには毎

日通うこととなった。

2004年2月7日、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が誕生した。全国で初めて、中皮腫の患者とその家族を中心にした被害者組織が誕生したのだ。(当時、アスベスト疾患は中皮腫が代表的なものであり、会の名前にはこの病名を入れた方が良いとの意見があった為、この様な長い名前になったが。今年の総

会で略称として「アスベスト患者と家族の会」が使用されることが決まった。)

マスコミの来ない記者会見

会の発足から一ヶ月前、その準備会ともいえるある時に「被害者の組織が新しく発足する」旨をマスコミに案内を出し記者会見を行う計画を立てた。東京の錦糸町でその会場を用意した。当時の世話人など5名は緊張のためにドキドキしながらその記者会見開始を待った。

しかし、時間が来ても案内を出したマスコミ各社はある一社を除いて全く現れなかった。

「これでは記者会見にならない」と、予測されたことながら皆の顔から失望の色が隠せない中、その記者は言った。「丁度いい機会です。今後、この様な機会も増えてくると思いますので記者会見でお話しする練習をしましょう」と。

彼は、NHKラジオ放送記者の内美登志

アナウンサーだった。内さんの提案で緊張と不安が解れた私達は、其々にその心境をマイクに向かって語る練習をした。そしてこの時の内アナウンサーとの出会いが後にはドキュメンタリー工房の野崎さんとの出会いに繋がって行ったのだ。まだアスベスト問題が世間の注目を浴びない頃から、内さんはコツコツとアスベスト関連の取材を行っていた。彼は2003年に「評伝・環境の思想人たち」の中で故・田尻宗昭先生の特集を放送していた。田尻宗昭先生は「海の公害Gメン」といわれて海上保安庁勤務時代には石原産業を始め数々の公害事件摘発を行ってきた。そして先生が最期に手掛けたのが横須賀に停泊中の米軍艦ミッドウェーによるアスベスト廃棄事件だった。そして「公害は犯罪だ」との信念で取り組んできた田尻先生の特別番組取材する中で内アナウンサーはアスベスト問題と出会ったのだ。だから2月7日の患者と家族の会誕生の時も熱心に取材して、全国放送で紹介してくれた。そしてその後、6月末も村山先生・名取先生・永倉さんをはじめ多くの方のインタビューを1時間の特集番組として放送した。

ラジオ放送を聞いて

7月のある日、関西センターにいと電話が鳴った。片岡さんが電話を取り「代わります」といって受話器を私に渡した。「ドキュメンタリー工房の野崎です」と電話の相手は名乗り面談を求めてきた。電話の意図がよく解らなかったけれども承知した。

7月8日午後、事務所に現れたのは年配の紳士と若い女性だった。彼女は目がキラキラとして、常に真っ直ぐ前を見ているのが印象的だった。老紳士は、朝日放送系のドキュメンタリー制作会社社長で鈴木氏、女性はディレクターの野崎朋未さんといった。鈴木社長の話では「今まで水俣病など多くの取材を行い、ドキュメンタリー部門で活躍してきた。現在多くの番組は関東から発信している。そこで何か関西発の番組を作りたいと考えていたある日、車を運転中にNHK ラジオでアスベスト関連の特集放送を聞いた。運転中で毛が離せなくメモが出来なかったのでその番組中の言葉『40年間で10万人死亡する・村山教授・石綿対策全国連絡会議の古谷・大阪在住の遺族古川』だけをしっかりと頭の中に刻み込み、その言葉をキーワードにしてまず東京の古谷さんに電話した。そこから関西センターに辿り着いたようだ。

「アスベストは大きな社会問題であり、今後私の人生をかける仕事にします」と大変な意気込みを見せる鈴木社長。後に野崎さんは「ある日会社に入ってくるなり、アスベストだ。40年間で10万人死ぬ。遺族の古川さんを探せ。」と鈴木社長に命ぜられた事を語っていた。 (続く)

◇訂正◇

前回の「その3」の記事の中に一箇所間違いがありました。13頁左列の2段落目、「2005年10月」を「2004年10月」に訂正し、お詫び申し上げます。

アスベスト報道ダイジェスト 2008年7月

7/2 今年4月、千代田区の職員が、68年建築で吹きつけが風化している立体駐車車を発見。石綿含有率が16%だったことから、区が5~6月、区内の立体駐車場の管理会社9社に石綿対策を問い合わせた結果、都内の2社の計15基が基準の10倍以上の石綿を使いながら対策を取っていないと判明。そのうちの1基が500倍だった。

7/4 千代田区で建築基準法の基準量を超える石綿が使われた立体駐車場が無対策になっている問題で、区は職員109人を動員し場所を確認。79棟の場所が分かったが、基準量500倍の石綿を使った駐車場の場所は特定できていない。区は所有者や管理者に自主調査や、飛散防止対策を指導する。メーカーは、区に場所や所有者は個人情報保護を理由に伝えていない。

7/9 鉄道車両メーカーの「近畿車輛」が、社員が業務上死亡した場合の上積み補償金の社内規定を定めながら、石綿により死亡したケースは「想定外」として、補償金を支払っていないことが分かった。同社は05-06年度、9人が中皮腫で労災認定を受けたほか、労災補償の請求時効が過ぎた死亡者6人も石綿健康被害救済法による時効救済を受けた。同社は、「他のメーカーとも相談しながら、何らかの補償を考えたい」と説明する。

7/11 文部科学省は全国の国公立学校や文化会館など545施設にトシモライトなど3種類の石綿が使用されていたと発表した。545施設の内訳は、▽公立学校245▽私立学校89▽公立社会体育施設83▽公立社会教育施設81▽文化会館など公立文化施設29▽教育研修センターなど公立学校関係施設18。

横須賀市にある住友重機械工業の造船工場などで働いた下請け会社の従業員5人の遺族が、中皮腫などで死亡したのは石綿疾患を防ぐ措置を怠ったためだとして、住友重機械工業に対し2億3530万円の賠償を求める訴訟を横浜地裁横須賀支部に起こした。同社を巡る第3次石綿訴訟で、下請け労働者による提訴は初めて。

7/13 江東区南砂2にあった自動車製造東京製作所の石綿被害の実態を明らかにしようと、区議会の会派「市民の声・江東」は「江東区のアスベスト問題を考える集い」を開く。自動車製造は1901年から区内で貨車や客車などを製造。72年に川崎重工に吸収合併され、東京製作所はなくなったが、撤退前に列車の断熱材としてアスベストの吹き付け作業をしていた。同工場の従業員6人が石綿のばく露による中皮腫と認定されており、都内の事業所でもっとも多かった。

7/15 鉄道車両メーカー6社でつくる「鉄道車両工業経営者連盟」が、石綿による中皮腫などで死亡した社員や元社員らに対し、労災補償とは別で、各社独自の補償金を上積みして支払う方針を11日の理事会で決定。補償金額は未定で、各社が労働組合や遺族らと協議して決める。

7/16 全駐留軍労働組合横須賀支部は、在日米軍横須賀基地内での作業中にアスベストの粉じんを吸い込んだ恐れがあるとして、真相究明と対策の申し入

れを南関東防衛局横須賀防衛事務所に行った。

高松市にあった旧日本エタニットパイプ高松工場の元従業員らの石綿健康被害を巡る訴訟で、高松地裁が今年5月、和解勧告案を内示していたが、原告側が、会社が責任を認めない▽原告全員の一括和解を拒否しているーなどを不服として「現段階では和解できない」と判断し、決裂した。

7/19 石綿被害者らの情報交換や支援をしようと「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」岡山支部が、岡山市内で集会を開いた。患者や遺族ら約45人が参加。今年4月の同支部発足以降、初の集会。

7/23 建設作業中に吸い込んだ石綿で健康被害を受けたとして、東京、埼玉、千葉の建設作業員と遺族ら約180人が国と建材メーカー46社に賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が、東京地裁であった。国とメーカー側は争う姿勢を示した。

7/24 竜田工業の周辺住民で、石綿による中皮腫で死亡した女性の長女が、既に受け取っている弔慰金を含め救済金額は2000万円という、竜田工業との交渉内容を明らかにした。竜田工業側からは「交渉過程・金額は秘密に」と要求されていたが、「秘密交渉が被害者を差別し、救済を妨げている」と公開した。

7/26 環境省は石綿を吸ったことを示す病変の胸膜肥厚斑などが見つかった人向けの保健指導マニュアルを作成する方針を固めた。禁煙や定期的な検査の呼び掛けなど、肺がんや中皮腫になるリスクを抑える注意点を記す。専門家による検討会で議論し、2009年度中の作成と研修実施を目指す。

7/28 千代田区で、建築基準法の基準量を超える石綿が使われた立体駐車場が無対策のままになっている問題で、区は現状調査の中間結果を公表、対象となるタワー型機械式立体駐車場が計79カ所あるうち、石綿使用の可能性があるものは44カ所に絞られた。

7/30 旧日本エタニットパイプ高松工場の石綿健康被害を巡る訴訟の第10回口頭弁論が、高松地裁であった。元従業員やその家族らは、原告全員の被害を証明するため、次回から4期日をあてる意向を示した。これに対し、「リゾートソリューション」は「立証は次の1回で終えてほしい」と反発。原告全員の被害立証が必要かどうか、地裁は判断を保留した。

7/31 奈良県労働委員会は、ニチアスが、石綿被害救済を求める元従業員や遺族らでつくる労働組合との団体交渉を拒否したのは不当労働行為にあたることを認定し、回交に応じるよう命令した。

石綿に起因するとみられる疾患で死亡したニチアス羽島工場周辺住民の遺族への救済金交渉が行われた。ニチアス側は、交渉経過などを秘密にするよう遺族側に再度要求した。遺族側は「交渉内容をすべて公開することを目的としているわけではない」とし、次回からは救済金の額の具体的な交渉に入る意向を示した。

韓国からのニュース

■脳心血管関係疾患の業務上疾病判断指針、改正／突発状況・3ヶ月内、慢性過労時は『労災』／「3ヶ月基準に医学的根拠はない」の批判

産業災害補償保険法の改正によって、脳心血管関係疾患の業務上疾病認定基準も変わった。これまで、短期間での業務環境の変化や過労だけを業務上疾病と認定してきたが、突発状況と短期間の過重な業務負荷、慢性的で過重な業務に各々区分され、細部の判定指針が作られた。一部では勤労福祉公団が作成した過労判断基準には医学的な根拠がないという批判も提起されている。

7日に毎日労働ニュースが入手した勤労福祉公団の『脳血管・心臓疾患の業務上疾病判定指針』によると、△発病に近接した時期の事件、△業務の過大性、△長時間にわたる疲労の蓄積について考慮しなければならない、と明示している。また労働時間・勤務形態・作業環境・精神的緊張状態など、業務に関連したすべての状況を、具体的かつ客観的に把握して検討し、総合的に判断しなければならないと明らかにした。

今までの脳心血管関係疾患の業務上疾病認定基準は施行令の別表によって、発病前1週間以内の業務量や労働時間が、日常業務より30%以上増加した場合などに限定していた。しかし新しく変わった判定基準では『発病前24時間以内に業務に関連した突発的で予測困難な事件の発生と急激な業務環境の変化で、脳血管または心臓血管の病変などが急激で明確に悪化した場合』が追加された。急性脳心血管関係疾患が発病した場

合、24時間内に発生した業務環境の急激な変化に限って、業務上疾病と認定することができるという意味。

また慢性的に過重な業務に対する判断も追加された。公団は指針によって、発病前の3ヶ月以上にわたって、連続的に日常的な業務に比べて過重な肉体的・精神的負担を発生させたと認められる業務的要因が客観的に確認される場合、脳心血管関係疾患の業務関連性を判断することができるとした。これによれば発病前3ヶ月間の疲労状況だけを評価し、3ヶ月より以前の疲労状況は業務上の疾病判断から除外される。

しかしソ・ジョンシク労務士は「世界最長の労働時間を記録している韓国社会では、日常業務そのものが過重な業務の連続」とし、「3ヶ月以内の業務量の変化だけを判断して労災と認定するということは、過労死を認めないというに等しい」と指摘した。イム・サンヒョク源進労働環境健康研究所長も「脳心血管関係疾患に慢性過労の部分を追加したことには肯定的だが、3ヶ月と明示したことには医学的な根拠がない」と話した。

これに対して勤労福祉公団は「裁判所の判例を参考にして、脳心血管関係疾患の業務上疾病認定基準を明確にしたもの」と反論した。2008年7月8日 毎日労働ニュース

■石綿被害者が続出するのに、救済対策は五里霧中／勤労福祉公団、第一化学の石綿被害者17人中1人だけ『労災』

簡単に燃えず、断熱効果も優れ、『奇跡の物質』と呼ばれた石綿が産業現場に姿を現わして以後、30年余りが過ぎた。

石綿は蛇紋岩や角閃石から抽出した、極めて微細な繊維形態の鉱物質である。腐食と摩耗に強く、断熱効果が卓越し、断熱材などの建築材料として配管用パイプの被覆材・防音材・防火服・自動車のブレーキパッド・ランプの芯にまで、数千種類の用途に使われてきた。微細な石綿繊維はホコリとして空气中を漂い、人体に吸入されれば排出されず、長期間の潜伏期を経て癌を誘発する。石綿を扱う職業に20年以上従事した場合、肺癌の発病率が一般人の10倍にも高まる。石綿のホコリが肋膜や腹膜を突き抜けて浸透してできる中皮腫は、多くは発病1年以内に死に至る。石綿のホコリを長期間、大量に吸い込めば、塵肺症のように肺が徐々に固まって呼吸困難を起こす『石綿肺症』が現れ、結局死に追い込まれることになる。石綿は『人体に癌を起こすことが確実な』1級発ガン物質に分類されている。

石綿被害者、27年後に1万人を越える

国内でも石綿の恐怖が現実として現れている。ソウル地下鉄で数十年間駅員として働いていた労働者が石綿肺癌で次々と亡くなった。自動車のブレーキを製造している大邱のサンシム・ブレーキでも石綿の被害者が出ている。70～80年代に国内最大の石綿紡織工場だった第一化学では、一家族全員が石綿肺癌と悪性中皮腫で次々死亡するなど、その被害は日毎に拡がっていく勢いである。産業安全保健研究院は27年後の2035年頃には、石綿による悪性中皮腫患者が1万人を越えるだろうと推定している。

政府は昨年7月、石綿管理中・長期総合対策を樹立し、来年からすべての石綿含有製品の取り扱いと使用が禁止される。石綿被害の拡大を防ぐという意志は確かである。問題は石綿被害者に対する救済対策がいまだに五里霧中だという点である。石綿

に曝露し、各種癌を病んでいる労働者に『自分は知らない』と言っているという指摘があちこちで提起されている。15日、石綿被害者と家族たちはソウルの世宗路庁舎の前で記者会見を行い、政府が石綿特別法を制定して石綿救済基金を準備しなければならないと声を強めた。

勤労福祉公団、第一化学の石綿被害者17人の内1人だけに『労災』

第一化学が69年に釜山の蓮山洞で工場を稼動し始めた以後、今までに何人の労働者が働いたのか公開されていない。第一化学石綿被害者の会が世間の噂によって確認したところによると、69～82年の間に180人の労働者名簿が把握された。この内29人はすでに死亡しているが、死因が確認された21人の内3人を除いてすべて石綿が原因だった。悪性中皮腫(7人)・肺癌(3人)・石綿肺症(4人)・肺疾患(5人)などである。これら19人の死亡者の中で労災と認定された労働者は3人に過ぎない。大多数はなぜ癌にかかったのかさえ分からないまま亡くなっている。

妻を中皮腫で失い、自身も石綿肺症で苦しんでいるパク・ヨング全国石綿被害者家族協会会長は「被害者の会が結成されなかったら、今でも理由を知らずにいただろう」と話した。

協会が専門家たちの助けを借りて調査した結果によると、現在生存している第一化学の労働者の内で、26人が石綿に関連した疾患を病んでいることが明らかになった。

第一化学の石綿被害者17人は、今年のために勤労福祉公団に労災療養申請を行った。これに公団側はたった1人だけを労災と認定し、6人には不承認の判定を、1人には再審査することを決めて波紋を呼んでいる。残りの10人には休業手当が支給される労災療養ではなく、障害の判定を出す

という方針である。

協会側は「石綿の危険性を知りながら使用を許可してきた政府が、石綿の被害者を量産した主犯」とし、「一所懸命に仕事をした罪によって苦しみを受けている境遇もくやしく、被害補償まで無視されている」と反撥した。

第一化学の労働者だけではない。産業安全公団が作成した『石綿による健康障害予防研究』報告書によると、2001年から2006年まで毎年20人余りの悪性中皮腫患者が発生しており、職業歴で石綿曝露が確認された労働者だけで21人に達する。しかしこの期間に労災と認められた労働者は11人に過ぎなかった。零細事業場で石綿に曝露したり、建設現場で雇用されて記録を探すのが難しい日雇い労働者たちは、ほとんどが職業病にもかかわらず労災補償を受けられていないと確認された。

これについて労働部は「塵肺と違い石綿は別途の規定がない」とし、「産業災害補償保険法の規定によって処理した」としている。労働部はまた「環境部で石綿関連被害対策を作成中」として、責任を転嫁している。昨年5月、環境部は環境性疾患予防と補償などの内容を盛り込んだ環境保健法を制定したが、この法案でも具体的な石綿被害者救済対策は抜け落ちている。環境性疾患の予防については比較的詳細な内容を盛り込んでいるが、環境性疾患の発生後の事後処理に関する医療的・法的な対応は脱落していたり簡単に言及されているだけで、被害者には『死後の処方箋』に過ぎないのが実情である。2008年7月16日 毎日労働ニュース

■裁判所「派遣労働者の労災、派遣業者も賠償せよ」

派遣の労働者が使用者の過失で労災事故

にあった場合、使用主はもちろんこの労働者を派遣した業者にも損害賠償責任があるという裁判所の判決が出された。

水源地裁の民事2部は労災事故に遭った派遣職労働者・李某(44)氏とその家族が、人材供給業者のK社を相手に出した損害賠償請求訴訟控訴審で「被告は原告らに実収入(仕事ができずに発生した損害額)と慰謝料を支給せよ」という、原審通りの原告一部勝訴判決を行ったと22日、明らかにした。

裁判所は判決文で「労働者を供給した派遣元事業主が作業現場で派遣労働者を直接管理、監督する地位にあると見ることはできないが、派遣労働者保護法と勤労基準法、産業安全保健法、民法などを総合すれば、派遣元事業主に直接的な過失がなくても派遣先事業主などに過失がある場合、派遣元事業主は派遣先事業主と連帯して、労災事故による原告の損害を賠償する義務がある」とした。

裁判所はただし、事故予防に対する原告の責任も認め、被告会社の責任を70%に制限した。

李氏は2006年8月、京畿道平澤市の自動車改造業者D社に派遣され、安全教育や実習を受けないまま、運搬車から自動車の車体に移す作業をしている間に、右側親指の一部を切断する事故に遭い、派遣元事業主と派遣先事業主を相手に訴訟を起こした。

一審裁判所は李氏の請求を受け入れて原告一部勝訴判決を出し、被告の内の派遣元事業主は判決に従わず控訴していた。

水源地裁の広報判事は「今回の判決は使用主はもちろん、派遣元業者も派遣労働者の作業内容をあらかじめ把握して派遣先事業主に安全教育を要求するなど、事故を防止する義務があり、これを怠って事故が発生した場合には共同責任があると判断した」とし、「これから派遣業者の労働者管理

に影響を与えるものと予想される」と話した。2008年7月22日 連合ニュース

■「賃金を取られ、労災にあっても我慢しろと・・・」／政府の『通知義務強化』方針に移住労組が反撥

賃金不払いにあった不法滞留者（未登録移住労働者）が、労働部に未払いの事実を陳情して陳述調査を受けるために労働部を訪ね、勤労監督官が見ている前で出入国管理事務所の職員に連行されるということが頻繁に発生している。政府機関に助けを求めた未登録移住労働者を、担当公務員が無条件に出入国管理事務所に申告するようにした、出入国管理法上の『公務員通知義務』条項のためである。

これについて移住労働者関連団体は「人権侵害救済手続きが進行中のケースでは、公務員の通知義務を猶予しなければならない」と要求してきた。該当条項の反人権性のためである。そうした中、最近通知義務条項がむしろ強化される兆しを見せてお

り、移住労組など関連団体が反撥している。

ソウル京畿仁川移住労組は26日に声明を出して「取り締まりを中断し、通知義務条項を廃止しなければならない」と求めた。労組は「法と原則を強調した李明博政府が、反人権的な要素のために順次緩和されてきた通知義務を、強化するという意向を明らかにした」とし、「いま未登録移住労働者は、賃金の未払いにあっても退職金を取られても、ひどい時は労災にあっても、救済申請をするのが難しくなった」と憂慮した。

労組は特に「国家人権委は昨年通知義務条項の問題点を指摘し『先救済・後通知』を法律に明示し、人権を侵害された未登録移住労働者を救済せよと注文した」とし、「政府は反人権的な通知義務条項を廃止し、集中取り締まりという名目で続けられている人間ハンティングを止めなければならない」と主張した。2008年7月28日 毎日労働ニュース



編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)
B5版108ページ 定価1575円（送料別）

クボタ・シヨックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント
『明日をください』
アスベスト公害と患者・家族の記録
今井 明 写真・文

7月の新聞記事から

- 7/1 上司からのしっぺが原因で03年9月に自殺したとして労災認定された建設会社「前田道路」の営業所長の妻らが、同社に損害賠償を求めた訴訟の判決が松山地裁であった。裁判長は計約3100万円を支払うよう同社に命じた。上司の行為と自殺との因果関係のほか同社の安全配慮義務違反も認め、自殺は予見可能だったと指摘。一方、所長の不正経理の隠匿がうつ病の発症に影響を及ぼしたとし、原告の過失割合を6割とした。
- 7/3 京都文教大が大学では全国初となる「産業メンタルヘルズ研究所」を4月に開設したところ、企業や自治体から問い合わせが相次いでいる。長崎市内の製鋼工場で働きじん肺にかかって亡くなった男性の遺族が、会社がじん肺防止対策を怠ったとして、三菱製鋼と三菱長崎機工の2社に慰謝料など総額約3200万円の損害賠償を求めて長崎地裁に提訴した。男性は1942年に当時の三菱重工業長崎製鋼所に入社し、戦争を挟んで84年まで同社と三菱長崎機工の下請け会社に勤務。2002年5月、じん肺法に基づく管理区分で管理4の重度のじん肺との診断を受け、2005年8月31日に死亡。
- 7/4 04年磐田市内の小学校で教諭を務めていた木村百合子さんが自殺したのは公務災害だとし、父親が、地方公務員災害補償基金泉支部を相手取り、公務外認定処分の取り消しを求める訴えを静岡地裁に起こした。
- 7/8 トヨタ自動車でチーフエンジニアを務めていた男性が2006年1月に心臓疾患で死亡したのは、長時間労働などが原因として、愛知県豊田労働基準監督署が先月30日付で労災認定していた。男性は04年11月、主力の中型セダンハイブリッド車の開発責任者に抜てき。死亡直前には海外出張や技術的なトラブルが相次ぎ、恒常的に長時間労働。同労基署は、死亡直前2か月の時間外労働時間を平均80時間以上と認定。
- 愛知県刈谷市の市立美術館職員が1998年に脳内出血で死亡したのは過重労働が原因として、妻が国を相手に公務災害の不認定処分の取り消しを求め、名古屋地裁に提訴した。職員は96年から刈谷市美術館に勤務。人員削減などで仕事が忙しくなり、持病の高血圧症が悪化。98年12月、くも膜下出血で死亡した。同年4月からの平均残業時間は週約27時間で、公務災害の基準となる同20時間を上回っていた。
- 7/9 神戸市兵庫区の三菱重工業神戸造船所の第5岸壁に係留された海上自衛隊の潜水艦「そうりゅう」の艦内で内装工事中、機械室でのバッテリーの試験作業で、1人が500ボルトのケーブルを本来の端子とは別の個所に近づけた際に空中放電が起き、近くにあった4人も感電し、計5人が負傷。うち3人は重傷。
- 7/10 経済産業省原子力安全・保安院は、原発の核燃料加工会社「グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン」の施設内で、9日、ウラン化合物を固めて燃料ペレットを作る装置で、ウラン化合物を装置に供給するパイプのふたが清掃後に閉じられていなかったため微量の放射性物質が飛散し、男性作業員1人が被ばくしたと発表。被ばく量は1.12mSvで、健康被害はなく、外部への影響もないという。国は同社に原因究明と再発防止策を提出するよう求めた。
- 7/13 福岡県筑紫野市にある産業廃棄物処理会社日本リソースの産廃中間処理場で、半年間使用してなかった「脱水減容機」と呼ばれる機械を点検するためスイッチを入れたところ、近くの油圧圧縮機が爆発。同社の従業員ら男女計6人が重軽傷を負った。
- 7/14 福島県内などの炭鉱で働き、じん肺になった54人が国に損害賠償を求めた「東日本石炭じん肺訴訟」で、最後の患者1人の和解が水戸地裁で成立。訴訟は06年4月の1次提訴から2年3カ月で終結し、国は54人に総額約3億2000万円を支払う。トンネルじん肺東北第2陣訴訟は、仙台地裁で原告41人のうち35人とゼネコン側の和解が成立した。和解額は約4億8097万円。ほかに東京、熊本、札幌の全国4地裁に起こされた第2陣訴訟で企業と和解したのは初めて。
- セクハラ被害を申告したら雇用契約を打ち切られたと、契約社員だった女性が「アクセンチュア」と上司を相手取り、約800万円の賠償などを求めて東京地裁に提訴した。女性は06年10月から、法テラスのコールセンターオペレーターをしていた。上司のセンター長は07年10月、時給増額話で酒に誘い、タクシー車内で胸をなでたり、キスした。直後に時給が500円増額された。女性は「急性ストレス障害」などと診断され、会社に被害を訴えたところ、同社は一方的に時給を減額し、今年6月末に雇用契約を更新しなかった。
- 7/15 新潟県上越市の「帝国石油」の天然ガスパイプライン掘削工事現場のトンネル内で爆発があり、掘削作業をしていた建設会社社員ら2人が死亡した。
- 7/17 「すかいらーく」の契約店長だった埼玉県加須市の前沢隆之さんが昨年10月に脳出血で死亡したのは、長時間労働による過労が原因として、埼玉・春日部労働基準監督署が6月に労災認定していた。前沢さんは2006年3月、すかいらーく栗橋店で契約店長となり残業時間が増えた。労基署からは、月80時間を超える残業があったとの説明を受けたが、年収は200万円程度だったという。
- 7/18 全日本建設交通一般労組千葉県本部の組合員で、ダンプカー運転手の井川正雄さんが脳内出血を発症したのは加重労働が原因として、国の労働保険審査会が労災不支給を取り消す裁判をした。井川さんは03年9月に脳内出血を発症し、右半身にまひが残る。特別労災保険に加入しており、柏労働基準監督署に労災申請した。発症前1カ月間の時間外労働は約130時間あったが、同労基署は荷物積み下ろしのための待ち時間を除いた約70時間と算定して不支給とした。審査会は「待ち時間は労働時間として評価すべきだ」として、発症前1カ月間について「時間外労働は100時間以上」と算定した。
- 7/26 京都市中京区のビル建築現場で、エレベーター設置工事用の簡易リフトが約27Mの高さから落下、乗っていた2人の男性建築作業員のうち1人が意識不明の重体、もう1人も右足骨折の重傷。
- 7/28 建設作業中、転落して死亡した人が昨年全国で207人（前年比17人増）いたことが厚生労働省のまとめで分かった。足場からの転落死が目立つことから、足場関係の会社で作る「全国仮設安全事業協同組合」は安全基準を義務化するよう国に求めている。
- 7/29 愛知県知立市の市立知立中学校で、元教え子の少年が同校教諭を刺した。教諭は1カ月の重傷。少年は、駆けつけた県警安城署員に現行犯逮捕された。
- 7/30 千葉市の陸上自衛隊下志津駐屯地の簡易トイで、男性1等陸士が自動小銃で自殺を図り死亡。最近10年間に隊員が小銃で自殺を図ったのは、未遂の1件を含めて5件目という。